

お送りいただく書類について

1. 要介護状態等のご事情をお持ちの方に関してお送りいただく書類

(1) 平成 25 年 11 月 30 日時点において要介護状態等のご事情をお持ちの方

- i. 平成 25 年 11 月 30 日時点において有効な証明書類等（介護保険被保険者証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、その他要介護状態等を確認できる証明書類）の写しをお送りください。
- ii. 上記 i. をお送りいただくにあたり、同一月において賠償の対象となる要介護状態等の状況に複数該当される場合には、賠償金額がもっとも高いいずれか 1 つの証明書類をお送りください。
- iii. 平成 25 年 11 月 30 日時点より前に、もしくはお送りいただく証明書類の認定期間より前に、より重度の要介護状態等の認定を受けていた期間がある方につきましては、上記 i. もしくは ii. に加え、より重度の認定を受けられていた期間および要介護状態等を確認できる証明書類をお送りください。
- iv. 上記 i. もしくは ii. の証明書類が紛失等によりお手元がない場合、または上記 iii. で、より重度の認定に関する証明書類がお手元がない場合につきましては、当社にて必要な情報を確認させていただきますので、当社福島原子力補償相談室（0120-926-404）までご連絡ください。

(2) (1) の方以外で、平成 23 年 3 月 11 日から平成 25 年 11 月 29 日までの期間において要介護状態等のご事情をお持ちの方

- i. 平成 25 年 11 月 30 日に最も近い時点において有効な証明書類等（介護保険被保険者証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、その他要介護状態等を確認できる証明書類）の写しをお送りください。
- ii. 上記 i. をお送りいただくにあたり、同一月において賠償の対象となる要介護状態等の状況に複数該当する場合には、賠償金額が最も高いいずれか 1 つの証明書類をお送りください。
- iii. お送りいただく証明書類の認定期間より前に、より重度の要介護状態等の認定を受けていた期間がある方につきましては、上記 i. もしくは ii. に加え、より重度の認定を受けられていた期間および要介護状態等を確認できる証明書類をお送りください。
- iv. 上記 i. もしくは ii. の証明書類が治癒、死亡、紛失等によりお手元がない場合、または上記 iii. で、より重度の認定に関する証明書類がお手元がない場合につきましては、当社にて必要な情報を確認させていただきますので、当社福島原子力補償相談室（0120-926-404）までご連絡ください。

2. 恒常的に介護が必要となる方を介護しておられる方に関してお送りいただく書類

「1. 要介護状態等のご事情をお持ちの方に関してお送りいただく書類」にて確認させていただきますので、特段お送りいただく書類はございません。